

東村山市次世代育成支援後期行動計画

東村山子育てレインボープラン



平成22年

東村山市

1. 計画策定の背景と目的

こうした少子化の要因として従来から言われてきた「晩婚化」のほか、「夫婦の出生力そのものの低下」が指摘される等、現状のままでは今後一層少子化が進行することが予想されています。加えて、総人口が減少に転じていることから、急速な少子化の進行は、高齢化に拍車をかけるとともに、労働力人口の減少や社会保障負担の増加等、社会経済全般に極めて深刻な影響を与えるものと考えられます。

こうした状況を背景に、平成 15 年 7 月、従来の少子化対策の充実と一層の促進を図ることを目的とした「少子化社会対策基本法」「次世代育成支援対策推進法」が相次いで制定されるとともに、児童福祉法が改正される等、国は総合的な少子化対策に取り組むことになりました。

東村山市では、「東村山市地域福祉計画〈改訂版〉」（平成 10 年 3 月）の一部を構成する個別計画として「児童育成計画」を策定し、今日まで“すべての子どもの健やかな成長への支援”“子育て家庭への支援”“子育てと仕事の両立”を推進してきました。

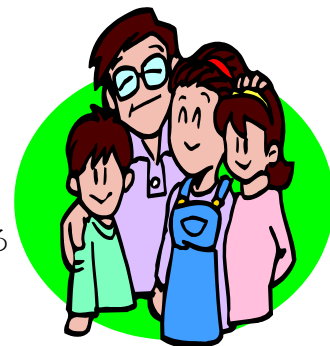
このたび、上記の法改正等を踏まえた、より総合的な少子化対策・子育て育成支援策を講じるため、平成 16 年度に『東村山市次世代育成支援行動計画（愛称：東村山子育てレインボープラン）』を策定し、平成 21 年度に『後期行動計画』を策定しました。

—愛称と託された思い—

より多くの市民に身近に感じてもらえれば…との発想から、計画には愛称を付けることにしました。

愛称は『東村山子育てレインボープラン』とし、次のような思いを託しました。

- 未来（次世代）へつなぐ架け橋
- 虹の 7 色＝本市を構成する 7 つのエリア
- 7 エリアを結ぶ虹の架け橋
- 子どもたちの持つ色々な個性・発達・成長を大切にする

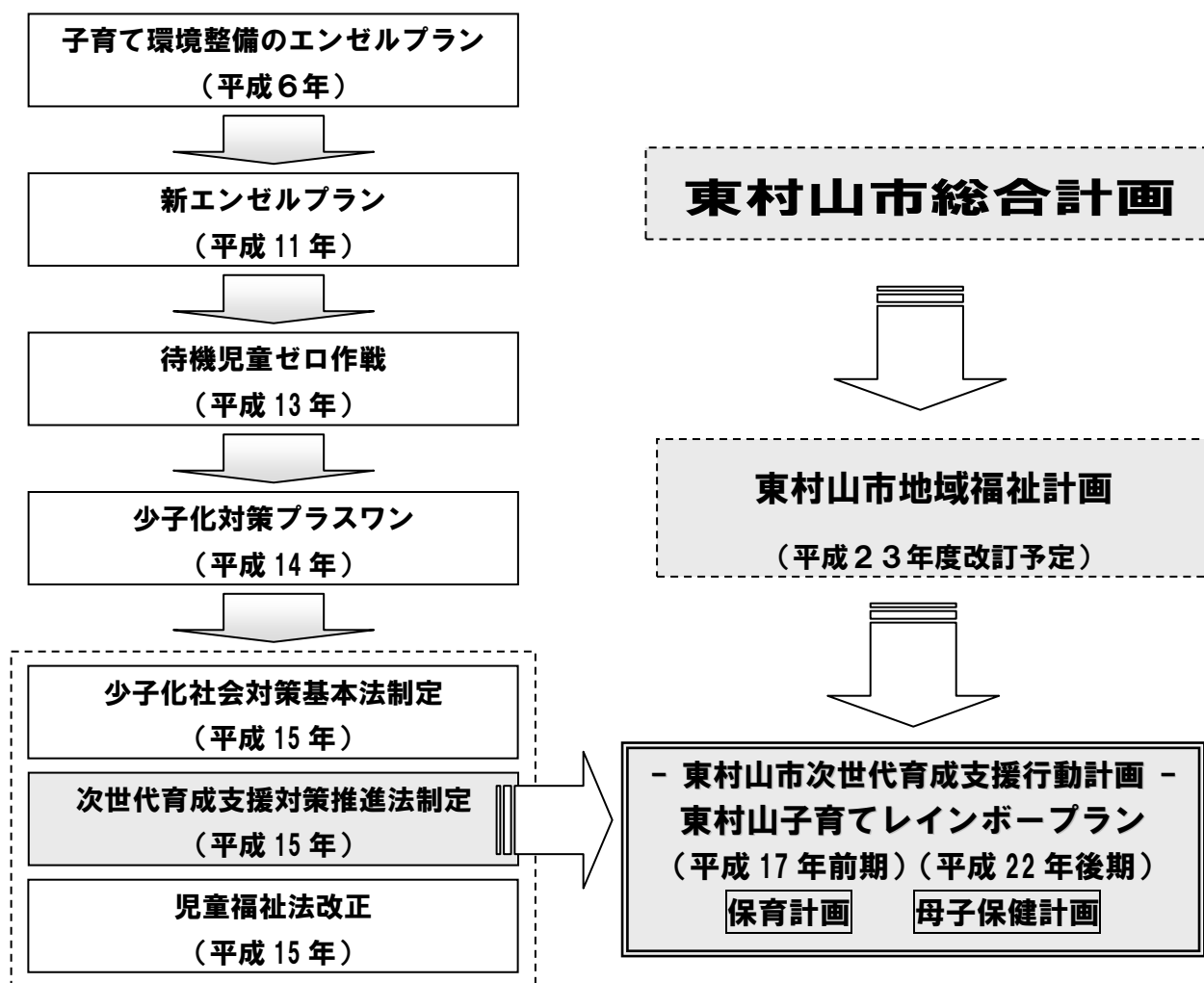


2. 計画の位置づけ

この計画は、「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に基づく、東村山市の行動計画として位置づけられるものです。

また、「東村山市総合計画」及び「東村山市地域福祉計画」に基づく部門計画として位置づけられるとともに、総合計画の基本目標“明日を拓く豊かな心と創造力を育てるまち”及び市における子ども関連計画として「東村山市子ども読書活動推進計画」等との整合を図っています。

なお、児童福祉法第56条の8第1項に規定されている、保育サービスの供給体制を確保に関する保育計画及び母子保健計画を包含します。



3. 計画の対象と期間

(1) 計画の対象

行動計画としては、すべての市民を対象としたものです。

また、児童福祉法等に基づき、計画における対象児童は0～18歳未満を基本としますが、主たる計画対象としては概ね中学生までの子どもを想定しています。

(2) 計画の期間

「次世代育成支援対策推進法」は、次世代育成支援に向けた総合的かつ集中的な取り組みを推進するため、10年間の時限立法として制定されています。

本計画は、この10年間の後期計画として位置づけられ、その計画期間は平成22～26年度の5年間となります。

	平成									
	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
計画期間	東村山市次世代育成支援行動計画 【前期計画】									
						東村山市次世代育成支援行動計画 【後期計画】				

4. 計画策定の経緯と体制

(1) アンケート調査の実施

子育て家庭の状況や保育の現状・意向、子どもの状況等を把握するため、平成 20 年度 1 月に就学前児童や小・中学生を対象とするアンケート調査を実施しました。(『東村山市次世代育成支援に関する調査報告書』及び p 6 7 参照)

■ 抽出調査の配布・回収状況

単位：票・%

区 分	配布数	回収数	回収率
就学前児童	8 0 0	5 1 1	6 3 . 9
小学生	4 0 0	2 6 9	6 7 . 3

■ 補足調査の配布・回収状況

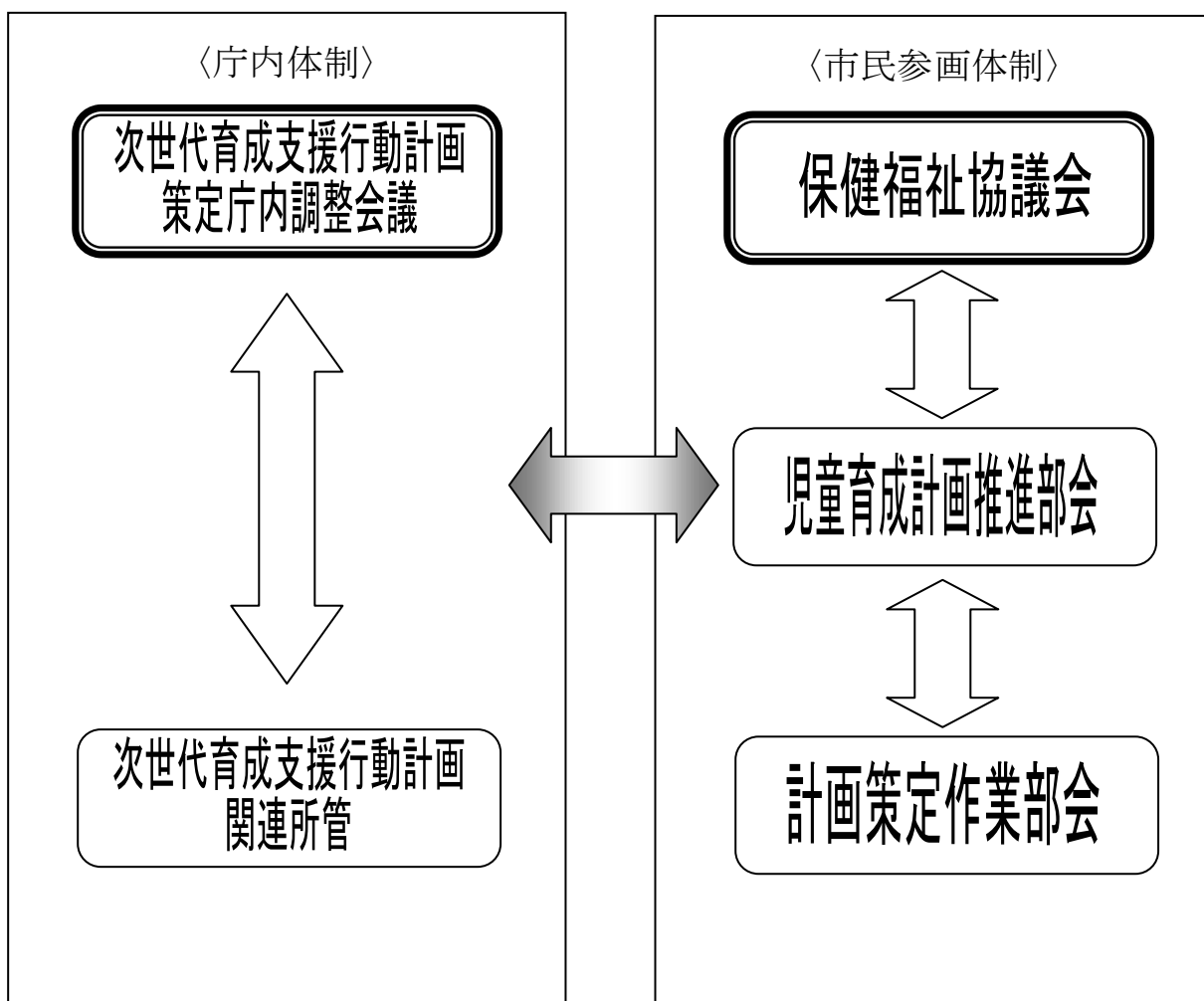
単位：票・%

区 分	配布数	回収数	回収率
認可保育園	2 0 0	1 3 1	6 5 . 5
認可外保育施設	1 2 0	8 3	6 9 . 2
幼稚園	3 3 0	2 6 2	7 9 . 4
児童館利用者	1 5 0	1 3 7	9 1 . 3
児童クラブ	1 1 1	7 0	6 3 . 1
子育てひろば	1 0 0	9 8	9 8 . 0
中学生	2 8 0	2 4 0	8 5 . 7
乳幼児健診 3～4ヶ月	1, 2 3 7	1, 0 6 5	8 6 . 1
乳幼児健診 1歳6ヶ月	1, 2 4 0	1, 0 0 0	8 0 . 6
乳幼児健診 3歳	1, 1 3 7	1, 0 3 6	9 1 . 1

(2) 計画検討委員会等の設置

計画策定にあたっては、「保健福祉協議会」の下に設置されている「児童育成計画推進部会」を中心として、さらに、「児童育成計画推進部会」から委員を選出して「計画策定作業部会」を設置し、計画の総括を行いながら、後期計画の内容を検討してまいりました。

こうした市民参画の検討体制と連動する庁内体制として、子ども家庭部長を会長とした関係所管課長からなる「次世代育成支援行動計画策定庁内調整会議」を設置し、計画の総括、委員からの意見の調整、計画策定作業にあたりました。また、「次世代育成支援行動計画策定庁内調整会議」に入っていない関係所管についても、同様に計画の総括、委員からの意見の調整、計画策定作業にあたりました。



東村山子育てレインボープラン概要版

◎市民参画体制

○児童育成計画推進部会

開催数	開催年月日	主要な内容
第1回	平成21年 6月29日(月)	次世代育成支援行動計画策定について 作業部会の設置について
第2回	平成21年 8月25日(火)	待機児対策、大規模児童クラブの市としての考え方について
第3回	平成21年10月14日(水)	計画策定進捗状況及び計画内容の確認
臨時	平成21年11月26日(木)	保育園分園の報告及び討議
第4回	平成22年 3月29日(月)	次世代育成支援行動計画案の確認 子育てするなら東村山緊急プロジェクト 保育園分園 公立保育園の民営化ガイドライン

◇計画策定作業部会

開催数	開催年月日	主要な内容
第1回	平成21年 7月13日(月)	基本目標Ⅰの内容の検討他
第2回	平成21年 7月27日(月)	基本目標Ⅰ及び基本目標Ⅱの内容の検討他
第3回	平成21年 8月18日(火)	基本目標Ⅰ及び基本目標Ⅱの内容の検討他
第4回	平成21年 9月10日(木)	基本目標Ⅰ及び基本目標Ⅱの内容の検討他
第5回	平成21年10月 2日(金)	基本目標Ⅰ、Ⅱ、Ⅶの内容の検討と集約他
第6回	平成21年10月22日(木)	基本目標Ⅲの内容の検討他
第7回	平成21年11月 9日(月)	基本目標Ⅳの内容の検討他
第8回	平成21年12月 3日(木)	基本目標Ⅲ、Ⅳ、Ⅴの内容の検討他
第9回	平成21年12月15日(火)	基本目標Ⅲ、Ⅳ、Ⅴの内容の検討他
第10回	平成21年12月28日(月)	基本目標Ⅵの内容の検討他
第11回	平成22年 1月13日(水)	パブリックコメント実施に向けた計画案の精査
第12回	平成22年 1月28日(木)	パブリックコメント実施に向けた計画案の精査
第13回	平成22年 3月16日(火)	計画案の最終確認

◎行政内部策定体制

☆次世代育成支援行動計画策定庁内調整会議

開催数	開催年月日	主要な内容
第1回	平成21年 7月24日(金)	次世代育成支援行動計画の策定について
第2回	平成21年10月 8日(木)	前年度までの計画内容の総括・整理
第3回	平成22年 1月12日(火)	パブリックコメントに向けた計画案の精査

※その他必要に応じて、首脳部会議、経営会議、総務会議、各関係所管等で内容の検討をいたしました。

5. 目指すべき将来像

“子育てのまちづくり”としての将来像は次のようにします。



すべての子どもたちが健やかに安心してらせるまちとしていくためには「子育て」、「親育ち」、「地域育ち」が必要です。

子育てとは、すべての子どもが誕生を喜ばれ、人と人との関わりを通して豊かな人間性を形成し、生きる力を養い、自立した次代の親へと育てていくことです。

親育ちとは、子どもを生み育てる男女が、子どもとの生活に喜びと安らぎ等を感じながら互いに希望を語り合い、子育てを通して親として大人として豊かなところを育てていくことです。

地域育ちとは、地域に住む人々がその交流を通して、子育ての楽しさと大変さを分かち合い、連帯の輪を広げて子育てしやすい地域に育てていくことです。

ここで掲げる将来像『すべての子どもと大人が いっしょに育つまち』とは、子も親もそして地域も、みんなが“いっしょ”になって、子育てしやすい、また子育てをしたくなるまちを、ともに考え、ともに創りあげて、ともに育てていくことを目指すものです。

6. 計画の視点

計画を推進していくための視点は、次の4つとします。

- ① 市民、行政、保健・福祉・教育関係者の協働で推進する
- ② 子育て支援をエリアで展開する
- ③ 子どもの権利を尊重する
- ④ 子育てを多面的・継続的に支援する

① 市民、行政、保健・福祉・教育関係者の協働で推進する。

子どもがいきいきと健やかに育つには、家庭や学校だけでなく、地域の様々な場面で支援体制づくりが大切になります。

そのためには市民と行政がつねに連携を保ちつつ、相互の情報交換や子育てのより良い環境づくりについて工夫し、検討を重ねながら協働を進めていくことを基本とします。

また、子どもの健康面に関する保健や医療体制、支援を要する子どもや家庭に対する福祉体制、さらには人のいのち・こころといったものを考え、自らの生きる力を学んでいくための教育環境といった、子どもを取り巻くすべてのことに関する関係機関が一体となった、計画推進の協働体制を創りあげていきます。

② 子育て支援をエリアで展開する。

本市においては、福祉の推進システムとして中学校区を目安にした「7エリア構想」を展開しています。子育て支援においても、子どもの生活に密着した支援体制を創りあげていくために、このエリア（当面は東西南北の4エリア）を基にした地域型の推進組織の構成を検討していきます。この組織は子どもの保護者、関係機関、さらには地域の住民が参画したもので（円卓会議構想参照：基本目標Ⅶ）、それぞれの地域の特性を活かした子育て環境づくりを検討するものです。

このエリアで検討されたことを、市の全体的な問題あるいは課題として捉え、子育て支援の政策に反映させていく仕組みとして、行政と地域が一体となった横断的組織を構成し、地域と行政とが協働していく体制を整備します。

③ 子どもの権利を尊重する。

「子どもの権利条約」が国連において採択され、すべての子どもに対して、大人と同じ人間としての存在価値と意見を尊重し社会を支える重要な構成員としての役割を担え

るようにするとともに、子ども自身が権利行使の主体として位置づけられています。

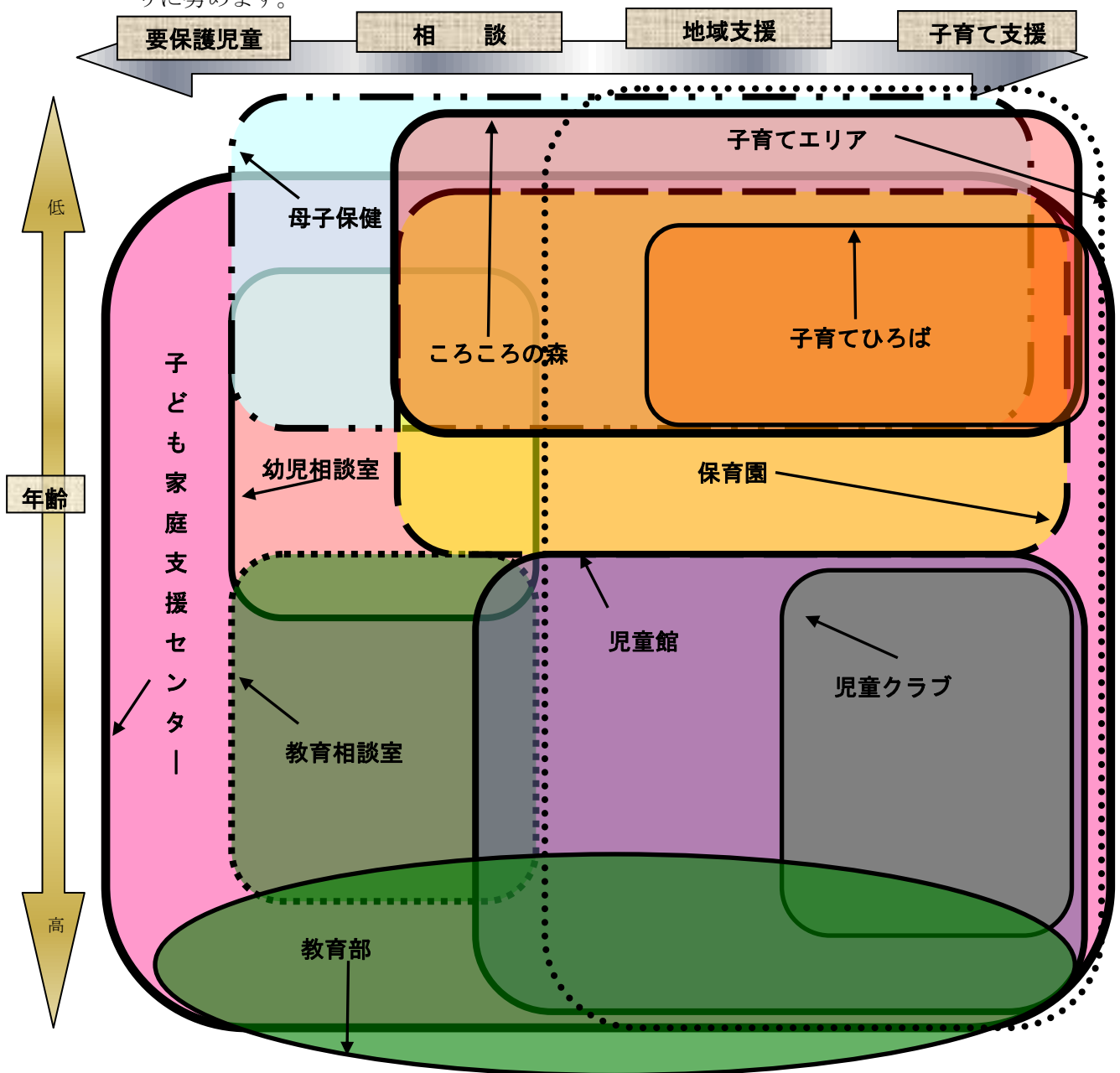
市においても、あくまで子どもの視点に立ち、子どもにとって何が必要か、何が幸せかという観点から支援施策を講じます。

④ 子育てを多面的・継続的に支援する。

妊娠・出産し、子どもを育てていくという一連の時間軸（縦軸）の中で子育てを捉え、継続的支援体制づくりを整備します。

また、成長の過程の中で、様々な関係機関の支援（横軸）が必要であり、子育てに関する綿密な連携が必要となります。

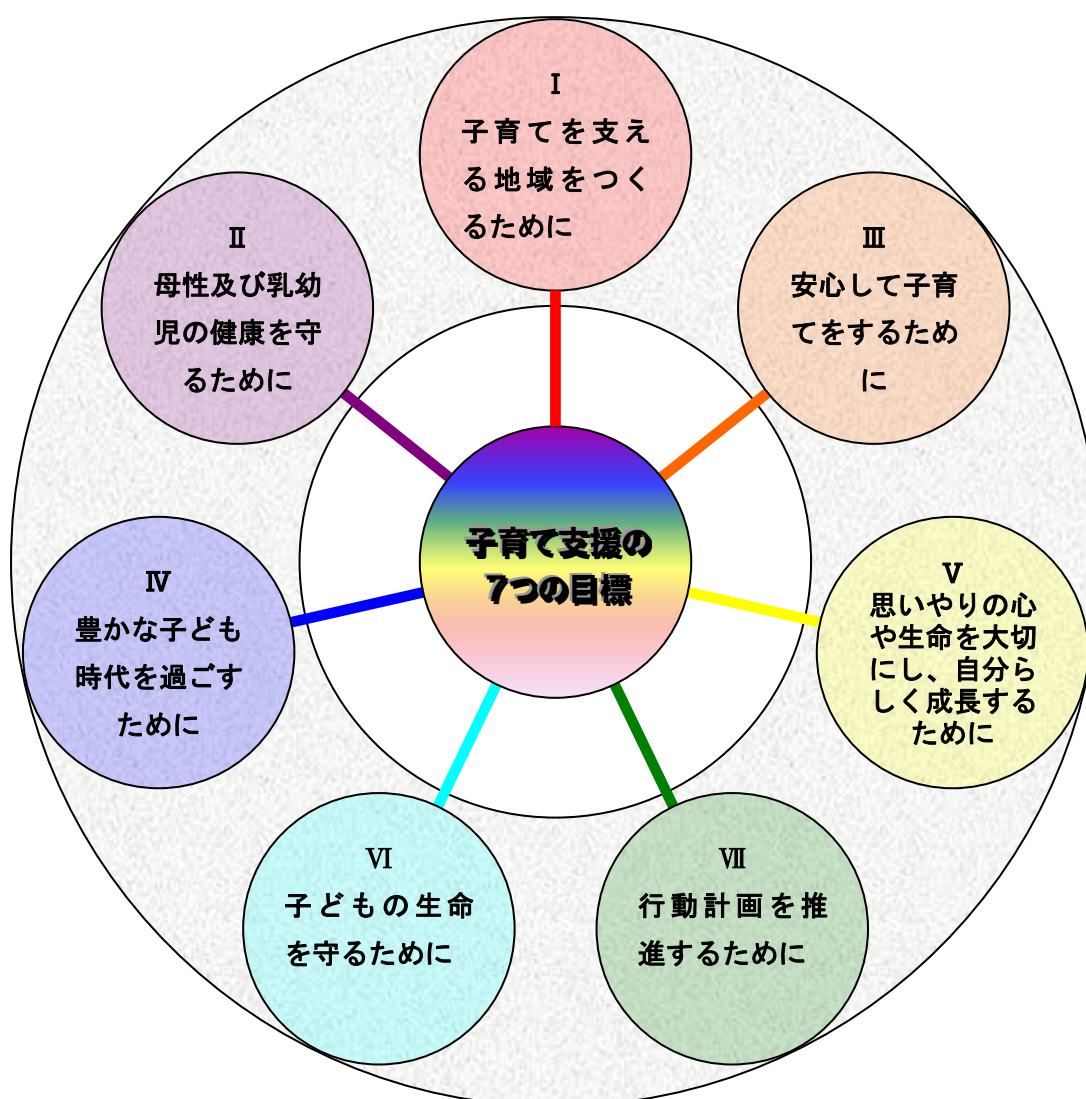
市においては、この縦軸と横軸の双方の視点から、多面的かつ継続的な支援体制づくりに努めます。



多目的・継続的子育て支援概要図（行政）

7. 子育て支援の基本目標

「東村山子育てレインボープラン」の基本目標は、次の7点とします。



基本目標Ⅰ 子育てを支える地域をつくるために

地域ぐるみで子育てを支えていくための中核的な機能として「子ども家庭支援センター」の機能を充実していくとともに、「子育て総合支援センター（ころころの森）」と連携した子育て関連情報の収集・共有・提供のシステムを確立し、その役割を整理していきながら「子育てしやすいまちづくり」を推進していきます。

また、市民の力を活用したファミリー・サポート・センターや子育てサークル等の運営・活動を支援していくとともに、多様な社会資源の活用や市民と協働した支援のあり方を検討します。

基本目標Ⅱ 母性及び乳幼児の健康を守るために

妊娠・出産・育児期間の乳幼児と母親の健康を守るための保健・医療体制を充実するとともに、育児不安の軽減のための相談体制の充実や、子育てを支え合っている仲間づくりの推進に努めます。

また、健やかな発育・発達への支援として各種健診体制を充実するとともに、乳幼児の健康に関する医療情報や緊急対応の小児医療体制の強化に努めます。

基本目標Ⅲ 安心して子育てをするために

男女共同参画の理念のもと、父親も母親も安心して仕事が続けられるように、それぞれのニーズに応じて、ゆとりのある子育てをしてもらえるための多種多様な保育サービスの充実をしていきます。地域における子育て支援サービスの充実も一緒に図っていきます。また、ひとり親あるいは経済的支援を必要とする家庭に対する支援、障害児に対する保育・教育環境の充実に努めます。

さらに、子育てしやすい職場環境づくりへの意識の啓発を図ります。

基本目標Ⅳ 豊かな子ども時代を過ごすために

心身ともに健やかで豊かな子ども時代を過ごせるように、家庭、学校、地域が一体となって子どもの居場所づくりや、交流を通じた学習機会づくり、また様々な社会体験や触れあう機会をつくることに努めます。

また、子どもだけでなく、親も地域の人々も子育てを通して様々な学習に自ら参加し、

ともに学び成長していけるよう家庭や地域での教育力の向上にも努めます。

基本目標Ⅴ 思いやりの心や生命を大切に、自分らしく成長するために

現在取り組んでいる「いのちとこころの教育」をさらに推進させ、子ども自らが考え、他人を思いやる心と生きる力を育てていくための教育環境を充実させます。

また、乳幼児からの健康な身体の維持や正しい生活習慣を身につけていくよう、「食育」の普及・推進に努めます。

基本目標Ⅵ 子どもの生命を守るために

子どもへの虐待の未然防止に努めるとともに、早期発見とその後の支援体制の充実を図ります。

また、交通事故や災害あるいは犯罪等、子どもを取り巻く社会的環境の改善に、関係機関が一体となって取り組むとともに、地域や市民の目がいつも子どもの安全や生命の危険について見守っている体制づくりに努めます。

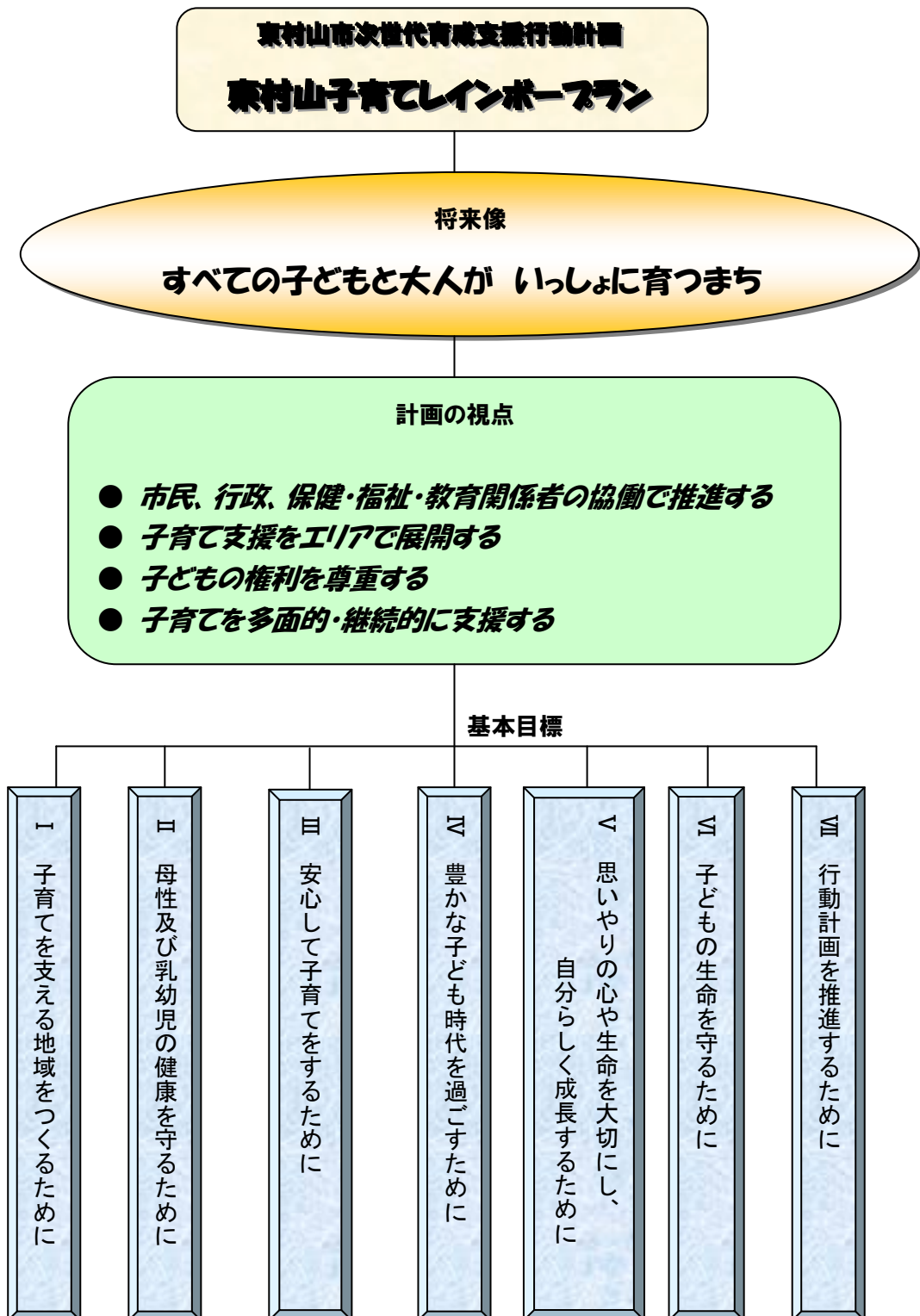
基本目標Ⅶ 行動計画を推進するために

東村山レインボープランを着実に一つずつ実現していくために、地域に密着した子育て関連の連携体制をつくとともに、行政においても子どもに関連する部門を横断的に統括した仕組みづくりを目指します。

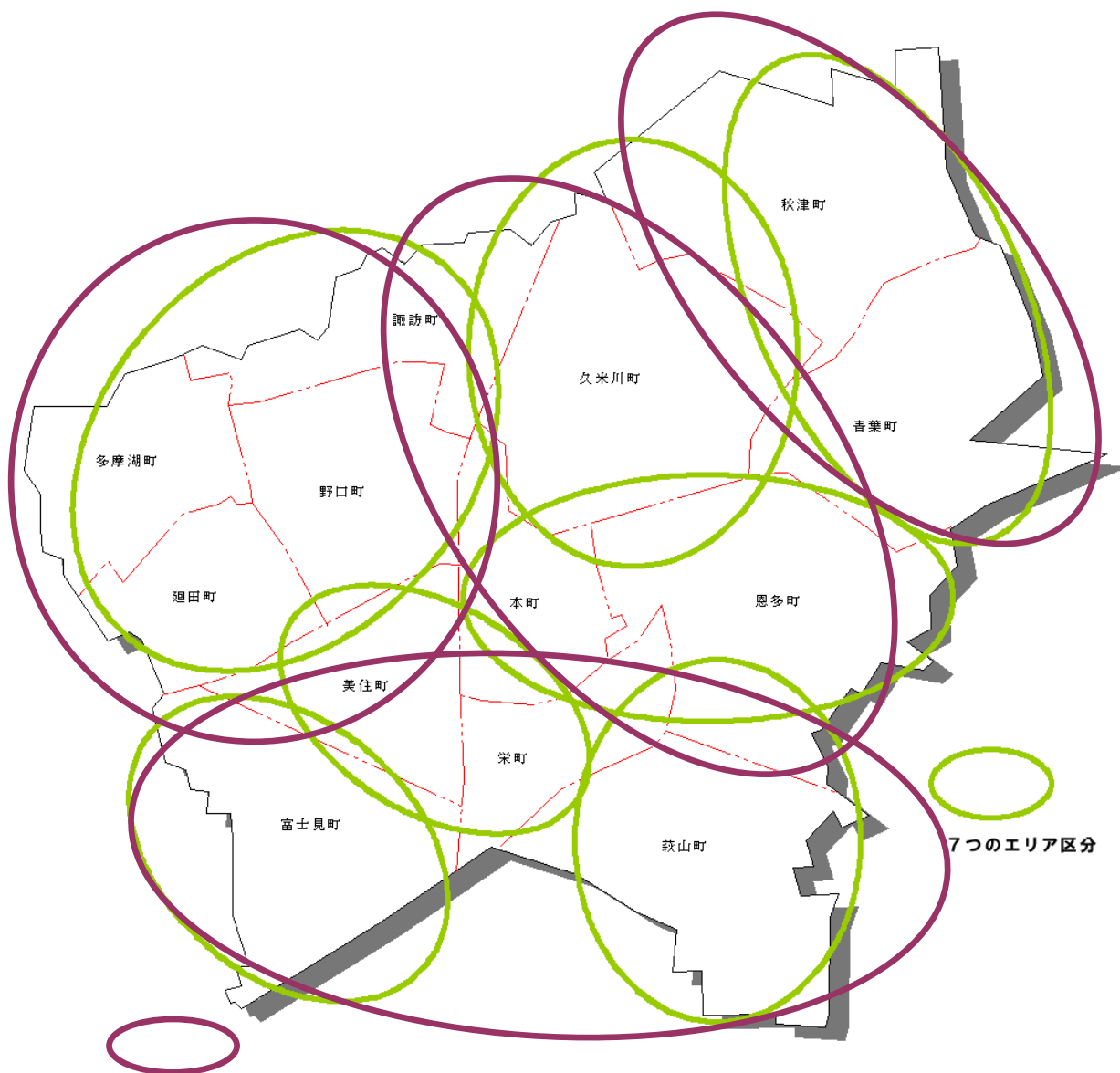
また、計画の進捗を随時点検し、必要に応じ軌道修正をしていく機能を有した進捗管理の仕組みづくりを整備します。

8. 施策の体系

本計画の施策の体系は以下に示すものです。



エリアの区分イメージ



4つのエリア区分

※あくまでもエリア区分としてのイメージであり、エリアの実情や特性等に応じて展開をしていくものとする。(基本目標Ⅶ・P65、66参照)

